

敦賀美方消防組合消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、敦賀美方消防組合(以下「消防組合」という。)の敦賀消防団、美浜消防団及び三方消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実、強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2)市町村等 市町村又は当該市町村の消防組合等をいう。
- (3)市町村長等 前号の市町村等の長又は管理者をいう。
- (4)消防団協力事業所 市町村長等が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (5)消防団協力事業所表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付する表示証(以下「表示証」という。)をいう。
- (6)消防団長等 消防団長のほか、区長、自衛消防隊長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、当該事業所等を管轄する消防署長(以下「署長」という。)を経由して、管理者に敦賀美方消防組合消防団協力事業所表示申請書(様式第1号)により申請を行うものとする。ただし、事業所等が消防組合の管轄外の市町村(以下「他の市町村」という。)にある場合は、消防長を経由して管理者に申請するものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、当該事業所等の意思を確認のうえ、署長を経由して管理者に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 管理者は、前条に規定する申請及び推薦について、次の各号に掲げる基準(以下「認定基準」という。)のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1)従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2)従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3)災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4)その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、管理者が特に優良と認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 管理者は、審査の結果第3条に規定する事業所等が認定基準に適合すると認めるときは、当該事業所等に対し、表示証(様式第2号)交付するものとする。

2 管理者は、協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議のうえ、当該区域を管轄する他の市町村長等と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第6条 協力事業所は、表示証を交付した市町村等名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村等にある場合は、前項の表示のほかに、当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1)表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2)パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証の様式については、前条第1項に規定する様式第2号のほか、当該様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示有効期間)

第7条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消の日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、前条に規定する表示を行うことができない。

3 管理者は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認したうえで、認定を更新できるものとする。この場合において、第3条及び第5条の規定を準用する。

(認定の取消し)

第8条 管理者は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、認定基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき(以下「認定取消事由」という。)は、当該協力事業所の認定を取り消すことができる。

2 管理者は、協力事業所が認定取消事由に該当すると認めるときは、当該事業所等に対し、当該認定の取り消しの理由を文書で通知するものとする。

3 協力事業所の認定を取り消された事業所等は、署長を経由して、管理者に速やかに表示証を返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第9条 管理者は、協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、消防組合のホームページ、広報紙等により公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、実施についての必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。